

環循事発第 1804021 号

平成 30 年 4 月 2 日

都道府県・政令市産業廃棄物主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局

環境再生事業担当参事官付

不法投棄原状回復事業対策室長



平成 30 年度「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」の実施について

環境行政の推進につきましては、平素から格別の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成 19 年度より、監視活動など不法投棄等を発生させない環境づくりを更に強化していくための取組として、国、都道府県、政令市、その他市町村、市民等が連携し、具体的な監視活動や啓発活動を一齐に実施するために、毎年 5 月 30 日から 6 月 5 日までの期間を「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、市民、事業者、廃棄物関係団体、行政が一体となって、監視や啓発活動等を一齐に実施するなど、廃棄物の不法投棄等の対策の取組を強化しているところです。

平成 30 年度においても、同ウィークを設定いたしますので、本取組の趣旨を御理解の上、各種事業の実施に御協力をいただくとともに、貴管内市町村及び関係団体に対しても周知、協力いただきますよう、御配慮のほどよろしくお願いいたします。

また、例年と同様に平成 30 年度新規に実施される予定の事業及び継続事業並びに平成 29 年度に取り組まれた事業について、集計のうえ環境省ホームページ等で公表を予定しておりますので、報告につきましても重ねて御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、このとりまとめ業務につきましては環境省より請負を受けた者より行わせて頂く予定となっておりますので、御承知おきください。

【お問合せ先】

環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官付

不法投棄原状回復事業対策室

電話：03-6205-4798（直通）

E-Mail：hairi-tekisei@env.go.jp